

各位

平成 23 年 11 月 吉日

法教育検定（3級）モニター受験のお願い

〒150-0011 東京都渋谷区東 3-25-3-203 号
一般社団法人リーガルパーク
代表理事・弁護士 今井 秀智
（國學院大學法科大学院教授）
TEL03-6418-2354 FAX03-6418-2439

拝啓 向寒の候、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、当法人リーガルパークはお陰様で設立1周年を迎えることができました。皆様の厚いご支援に深く感謝申し上げます。

さて、法教育をさらに充実させる新しい学習指導要領が、平成 23 年度から、小、中、高等学校と順次実施されることを受け、法教育授業が各校で活発に実施されております。当法人も多くの学校で法教育授業をサポートさせて頂きましたが、その過程で、教員関係者と法曹との間で十分な意思疎通、実質的な連携が図られていないという実情が少なからずあることが分かりました。

お互いの立場に対する認識不足や誤解から、相手方に遠慮したり、教員関係者は法律に疎く、逆に法曹関係者は教育理念・指導技術に疎いなどといった偏見で互いに卑下・謙遜し合っているのは、実のある法教育は行えません。

いうまでもなく、学校での法教育の実施は、十分な法律的素養と教育指導理念の双方を併せ持った教育主体が、学習指導要領に則って適切に行うことで初めてその実効性が認められるものです。たとえ教育のプロ、法律のプロであったとしても、形だけの連携では教育効果は期待できません。

わたしたちリーガルパークは、このような現状を打開し、改善する施策の一つとして、法教育検定試験委員会を立ち上げ、別紙実施要領のとおり、「法教育検定」を実施することにいたしました。

まずは、「3級」といたしまして、法律科目及び教育科目各 20 問、合計 40 問を用意し、学校教育現場で法教育に携わる者として最低限修得しておいて欲しい基本的な知識や理念につき出題します。正誤にこだわることなく、設問を読み、問題を解けば、自然と法分野と教育分野の両方の理解が深まる検定試験となっています。

法教育検定を実施することにより、教員と法曹との実質的な連携を図る一助とし、さらに将来的には一般の方々への受験も推奨して、本来の法教育の対象者である「法律専門家ではない一般の方々」に、法やきまり、ルールについて深く考えるきっかけを提供し、全般的な法教育の普及・発展につなげる意義をも持たせていきたいと思っております。

もとより、当法人は、この試験的に始める法教育検定の実施を独占するつもりはありません。これから、法教育の関連諸団体に法教育検定の趣旨についてご理解頂くとともに、文部科学省、法務省、弁護士会等の関係諸機関のご支援・ご後援、教育関連企業の協賛等を頂きまして、相応の権威ある検定試験に昇格させていくべく努力して参ります。

第1回法教育検定（3級）は、平成23年12月17日（土）、別紙実施要領に従って実施することと致しました。実際には、「モニター受験」ですので、アンケートにお答え頂くことを前提に、検定料は無料としております。

法曹関係者及び教員関係者はもちろん、その他の一般の方々にも受験していただき、出題分野や範囲、難易度、時間設定等につき、ご意見ご批判をいただきまして、第2回以降の検定実施に反映させていこうと思っております。

また、第1回のモニター受験では、メール受験も認め、合格点に達するまで、同一問題で何度でも受験可能としております。

是非とも、法教育検定モニター受験にご協力頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

今後の法教育普及・発展のため、皆様方のご協力を賜りたく存じます。

敬具